

瀬戸市マルチメディア伝承工芸館条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成25年12月26日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第26号

瀬戸市マルチメディア伝承工芸館条例の一部を改正する条例

瀬戸市マルチメディア伝承工芸館条例（平成12年瀬戸市条例第13号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>瀬戸染付工芸館条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>瀬戸染付工芸館</u>（以下「<u>工芸館</u>」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 瀬戸市の高度情報化拠点の整備及び瀬戸染付の振興を図るため、<u>工芸館</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 <u>工芸館</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 <u>瀬戸染付工芸館</u></p> <p>(2) <省略></p> <p>(事業)</p> <p>第4条 <u>工芸館</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p>	<p style="text-align: center;"><u>瀬戸市マルチメディア伝承工芸館条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>瀬戸市マルチメディア伝承工芸館</u>（以下「<u>伝承工芸館</u>」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 瀬戸市の高度情報化拠点の整備及び瀬戸染付の振興を図るため、<u>伝承工芸館</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 <u>伝承工芸館</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 <u>瀬戸市マルチメディア伝承工芸館</u></p> <p>(2) <省略></p> <p>(事業)</p> <p>第4条 <u>伝承工芸館</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p>

<p>(開館時間)</p> <p>第4条の2 <u>工芸館</u>の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。</p> <p>2 <省略></p> <p>(休館日)</p> <p>第4条の3 <u>工芸館</u>の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>(指定管理者)</p> <p>第6条 市長は、<u>工芸館</u>の管理を法人その他の団体であって瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第7条 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>工芸館</u>の施設運営に関する業務</p> <p>(3) <u>工芸館</u>の施設、附属設備及び備品の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>工芸館</u>の管理に関し市長が必要と認める業務</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第4条の2 <u>伝承工芸館</u>の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。</p> <p>2 <省略></p> <p>(休館日)</p> <p>第4条の3 <u>伝承工芸館</u>の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>(指定管理者)</p> <p>第6条 市長は、<u>伝承工芸館</u>の管理を法人その他の団体であって瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第7条 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>伝承工芸館</u>の施設運営に関する業務</p> <p>(3) <u>伝承工芸館</u>の施設、附属設備及び備品の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>伝承工芸館</u>の管理に関し市長が必要と認める業務</p>
--	--

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。